



【同志社刑事判例研究会】難燃性建造物における複数建物の一体性

著者	緒方 あゆみ
雑誌名	同志社法學
巻	57
号	5
ページ	203-219
発行年	2006-01-31
権利	同志社法學會
URL	http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000008559

◆同志社刑事例研究会◆

難燃性建造物における複数建造物の一体性

福岡地裁平成一四年一月一七日第一刑事部判決、平一三年（わ）第三六二号、同第
四八一号、窃盗、現住建造物等放火被告事件、判例タイムズ一〇九七号三〇五頁

緒 方 あゆみ

【事実の概要】

株式会社Aの経営するホテルの従業員であった被告人Xは、自身の借金の返済にあてるため、マスターキーを使って客室内に入り込み、現金四八万円を窃取したことが発覚して同ホテルを退職するに至った。Xは、ホテル代表者に対する憤まん等を晴らすため、ホテルの鉄筋コンクリート造平屋建研修棟（研修室、チャペル、会議室等により構成）に放火してこれを焼損しようとして、深夜、無人の研修棟内の研修室に設置されていた結婚披露宴用のステー

ジ、ジョーゼット等に灯油をまいて火を放った。火はジョーゼットから研修室の内壁、天井等に燃え移つり、研修室および研修棟廊下を焼損した。

Xが放火した研修棟は、二本の渡り廊下によって、宿泊客および従業員が現在する宿泊棟（客室、レストラン等により構成）と構造上連結されていた。二本の渡り廊下は、一方は、研修棟側に鋼鉄製の防火扉、宿泊棟側にガラス窓付き金属製扉が設けられており、他方には、研修棟側に鋼鉄製の防火シャッター、宿泊棟側にステンレス製扉が設けられていた。また、ホテルの宿泊棟および研修棟は、株式会社Aが一体的に管理運営しており、研修棟で行われる結婚式のために宿泊棟の客室の一部を利用したり、夜間は従業員が宿泊棟と研修棟を警備のため巡回していた。

検察側は、宿泊棟と研修棟とが全体として一個の現在建造物を構成するとして、Xを現住建造物等放火罪で起訴した。これに対し、弁護人側は、宿泊棟と研修棟とは、外観上は二棟の建物が二本の渡り廊下によって接続された構造となっているが、その構造等からしても宿泊棟と研修棟が物理的に一体とまでは言えない上、Xには、研修棟内のじゅうたん等を焼損する可能性の認識ないし意図があったに止まり、宿泊棟への延焼可能性についての認識もなかった旨主張し、Xもこれに沿うような供述をした。

福岡地裁は、Xの放火行為について、以下のように判示して、現住建造物等放火罪に該当するとするには合理的疑いが残るといわざるを得ず、非現住建造物等放火罪を構成するに止まるとみるのが相当と判断し、被告人に懲役四年六月の刑を言い渡した（確定）。

【判旨】

「現に人がいる建物（現在の建物）」と現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建物（非現住・非現在の建物）とがある場合、それらが全体として一個の現在建造物と認められるためには、各建物が渡り廊下などの構造物によつて相互に連結されていることを前提に、その構造上の接着性の程度、建物相互間の機能的連結性の有無・強弱、相互の連絡、管理方法などに加えて、非現住・非現在の建物の火災が現在の建物に延焼する蓋然性をも考慮要素とし、これらの諸事情を総合考慮して、一個の現在建造物と評価することが社会通念上も相当とみられることが必要と解される。そして、現在建造物放火罪の法定刑が著しく加重されているのは、人の生命・身体に対する危険性に着目したものであるから、その抽象的危険犯としての性格を前提としても、非現住・非現在の建物から現在の建物への延焼する可能性が全く認められない場合にまで、それら複数の建物を一個の現在建造物と評価することは許されないとすべきである。したがって、それら複数の建物が一個の現在建造物と認められるためには、そのような延焼可能性が否定できないという程度の意味において、延焼の蓋然性が認められることが必要と考えるべきである。」「被告人が放火した研修棟と従業員及び宿泊客が現在した宿泊棟とは、…二本の渡り廊下によつて構造上連結されている上、…株式会社Aはホテルを構成する施設として両建物を管理運営し、…夜間には宿泊棟で当直勤務についている従業員により研修棟への巡回も行われているというのであるから、宿泊棟と研修棟との間には相当に強い機能的連結性が認められる。」「しかしながら、…このような防火設備及び材質等に鑑みると、本件証拠関係の下で、渡り廊下を經由して研修棟から宿泊棟へ延焼する蓋然性を認めるには合理的疑いが残ると言わざるを得ない。」「従つて、研修棟と宿

泊棟を一体のものとして、一個の現在建造物ということはできず、研修棟は、宿泊棟とは独立した、非現住・非現在建造物であると認めるのが相当と判断される。」

【研究】

一．問題の所在

本件は、難燃性の複数建造物からなる建築物の「建造物の一体性」の判断基準について争われた事例である。本件ホテルのような大規模で耐火構造を持つ建築物の場合、その一部に対する放火は全体に対する放火と認められるのだろうか。現住建造物等放火罪は、その客体である人の生命・身体への危険性を考慮して、非現住建造物等放火罪に比べてはるかに重い法定刑となっている。^① 本件のように、人の現在しない箇所に火を放ったが、そこがホテルという多くの人が現在する建物の一部であった場合、建造物の一体性が問題となってくる。本判決は、いわゆる難燃性建造物における複数建造物の一体性について、公刊物に連載されている判例としては、裁判所による判断が示された初めての事例であり、^② 下級審判例ながら重要な意義を有し、検討に値する。

二．従来の判例

複数建造物の一体性に関して、従来の判例は、木造建築物が多かったため、現住および非現住建造物から成る複数建造物に対する非現住建造物への放火については、建物間が廊下でつながれている等、構造上一個の建造物と認められる

場合、すなわち物理的一体性が認められる場合に現住建造物等放火罪の成立を肯定していた。^③また、複数建物が独立して建っていて物理的一体性の認定が困難な場合には、人の出入りがある等の効用上の一体性、すなわち機能的一体性の観点から建造物の一体性判断が行われている。^④最近では、本殿、拝殿、社務所等の複数の建物が回廊などにより接続され、夜間も神職等が宿直していた神宮社殿に放火した事案に関して、最高裁平成元年七月一四日決定（平安神宮事件）は、「社殿は、その一部に放火されることにより全体に危険が及ぶと考えられる一体の構造であり、また、全体が一体として日夜人の起居に利用されていたものと認められる。そうすると、右社殿は、物理的に見ても、機能的に見ても、その全体が一個の現住建造物であったと認めるのが相当である」と判示し、^⑤物理的一体性および機能的一体性から、建造物の一体性を認めて現住建造物等放火罪の成立を肯定した。

しかし、近年の建材・建築技術の進歩により、難燃性・耐火構造の建造物が増加し、木造建築物のように建物の一部に火が放たれても、全体へすぐに燃え広がることは少なくなり、物理的には一個の建物への放火でも、延焼可能性の低さから建物内の部分的独立性が問題とされるケースが増えてきた。判例は、マンション内のエレベーターへの放火等、耐火構造の集合住宅の共有部分へ放火した場合には、機能的一体性を認めて現住建造物等放火罪の成立を肯定している。^⑥最近では、エレベーターのかご内に火を放ち、側壁の一部を焼失させたという事案について、最高裁平成元年七月七日判決は、「本件エレベーターは、……マンションの居住者が各階間の昇降に常時利用している共用部分であり、本件マンションの集合住宅としての構造とその利用形態に徴すると、……本件マンションの各居住空間の部分とともに、それぞれ一体として住宅として機能し、現住建造物である本件マンションを構成していることが認めら

れる。⁽⁷⁾として、現住建造物等放火罪の成立を肯定した。他方、マンションの共有部分ではない空き部屋等への放火に関しては、効用上の独立性の判断に加えて、火や煙が現住部分へ拡がり、公共の危険が発生する可能性があるか、すなわち放火部分から居住部分への延焼可能性を判断基準としている。⁽⁸⁾

三、「建造物の一体性」の判断基準

(1) 延焼可能性

本判決は、本件のようなホテルにおいて、難燃性で防火設備を有している現住建造物と非現住建造物とが全体として一個の現在建造物と認められるための条件として、放火部分から人が現在する部分への延焼可能性（本件の場合は、夜間は無人となる研修棟から宿泊棟への延焼可能性）が必要であるとした。前述のように、従来、延焼可能性が争われた判例は、難燃性建造物であるマンションの一部に対する放火の事例に多い。では、延焼可能性が現住建造物等放火罪の成否の判断の一要素となるのであろうか、またその判断基準は何に求められるのであろうか。

これらの点について、判例は、前述の平安神宮事件の控訴審判決において、「延焼する蓋然性なるものは、……犯行時の具体的状況を捨象して一般的、定型的に判断すべきものといわなければならない。……現住建造物等放火罪が抽象的危険犯であることにかんがみるならば、…延焼等の可能性が否定しえないという程度、…一般人において延焼の危惧感を禁じえない程度のものであることが必要であり、また、その程度で十分である」という基準を示している。⁽⁹⁾平安神宮事件では、物理的一体性が認められれば延焼の可能性が必然的に高くなる木造建築物であったことか

ら、その一部に放火されることにより、全体に危険が及ぶ可能性が十分にあり、不特定多数人の生命・身体への危険が生ずるおそれがあったといえるので、延焼可能性は容易に肯定できよう。

では、本件ホテルのように、一部に放火されても全体に危険が及ぶ可能性の低い難燃性建造物の場合は、延焼可能性ほどの程度必要とされるのであろうか。判例は、既述のように、本件ホテルのような難燃性建造物の事例においても延焼の可能性を必要としている。同様に、学説の多くも建造物の材質如何にかかわらず延焼の可能性を必要としている。¹⁰しかし、その必要とされる程度については、平安神宮事件最高裁判決は、①「一般人において延焼の危惧感を禁じえない程度」とするが、学説では、②「ある程度の高度の危険性を求める」見解や、③「具体的危険を求める」見解¹²もある。他方、物理的または機能的一体性があるとして建造物の一体性が認められた以上は、現住部分への延焼可能性の有無は建造物の一体性の判断を左右するものではないとして、④延焼可能性を一切考慮すべきではないとする不要説を主張する見解もある。¹³、¹⁴なお、このうち、②説にいう「ある程度の高度の危険性」については、求める危険性の程度によっては、後述するように③説に極めて近くなるであろう。¹⁵

このように、学説においては、延焼可能性を考慮するか、考慮するとするほどの程度かについて見解の相違がみられる。そもそも、建造物の一体性の判断は、「その部分に放火すれば人の現在している部分に燃え広がるか」を基準として行われるのであり、言い換えれば、「社会通念上建造物としての一体性が認められるか否か」を基準とすべきである。もつとも、社会通念上いかなる範囲まで一体性を認めるべきかという判断基準は、必ずしも明確な基準ではない。そこで、具体的建造物ごとに建造物の構造、機能、接着の程度、利用・管理の方法などを総合して一体性が認

められるか否かを判断することになるから、現住建造物等放火罪が人の生命・身体への見地から特に非現住建造物等放火罪と区別して規定されていると解する以上は、人の現在している部分への延焼可能性は当然考慮すべき要素であり、刑法一〇八条の立法趣旨にかんがみれば、社会通念においても延焼の可能性は一体性判断にとつて重要な要素であるといえよう。¹⁶⁾

たしかに、延焼可能性の程度については、現住建造物等放火罪は生命・身体に対する危険性があるゆえに法定刑が重くなっており、抽象的公共危険犯であるものの、一定程度の危険性の発生が必要な準抽象的危険犯の罪質を兼ね備えているとはいえる。しかし、延焼可能性は程度問題であり、明確な基準は立てにくく、生命・身体に対する危険性といえども、具体的公共危険犯に必要な相当程度高度の蓋然性まで要求することは困難であり、現住部分への延焼可能性が否定できない程度であれば足りると解さざるをえないであろう。¹⁷⁾

(2) 物理的一体性と機能的一体性、および延焼可能性の関係

建造物の一体性の判断基準について、判例は、物理的一体性が機能的一体性かのどちらか一方が認められた場合に建造物の一体性を肯定しており、それぞれの一体性の関係を並列的に捉えている。¹⁸⁾これに対し、学説は、物理的一体性の認定を前提とすべきであるとするものが多数であり、建造物の一体性は、物理的一体性が存在することを前提として認められるべきであつて、機能的一体性は物理的一体性が弱い場合に、これを補充するための要素であると理解している。¹⁹⁾

さらに、延焼可能性との関係については、判例は、物理的一体性の判断に延焼可能性を加味して一体性を判断している。本判決においても、二棟の建物が渡り廊下によって連結されているという構造上の一体性を前提として、機能的一体性、延焼可能性を総合的に考慮して一体性の判断がなされている。学説においても、判例の態度は概ね肯定されることになる。²⁰⁾ その理由は、人の生命・身体に対する危険の存在が加重処罰を導く現住建造物等放火罪においては、人の現在する部分への延焼可能性を無視して物理的一体性を認定することは許されないからである。

(3) 難燃性建造物の内部的独立性について

難燃性建造物に対する放火事例において、耐火構造を施された各区分につき部分的独立性・内部的独立性を肯定できないのかという点について、判例は、燃えやすい木造建築物の場合には、その一部にでも火が点けば、全体への延焼可能性が大きいことを主なファクターに入れ物理的一体性を重視して建造物の一体性を判断しているのに対し、延焼可能性が小さい難燃性建造物の場合には、内部独立性を重視して一体性を判断している。なぜなら、従来におけるわが国の建造物は、その素材や構造などから、その一部に火を放てば全体に燃え広がるおそれが強かったためであり、難燃性建造物のように、建物の一個性を問題とする余地はほとんどなかったからである。²¹⁾

複数建造物の場合も、従来は、渡り廊下でつながれていた建物の事例のように、判例は、延焼可能性を考慮して外観上・構造上の一体性（＝物理的一体性）から判断していたが、近年増加している本件ホテルのような難燃性大規模建築物の場合、物理的・機能的には一個の建物であっても、内部の区画は独立した耐火構造になっており、一つの区

画に放火しても他の区画に延焼する可能性が低い構造となっている。その場合、判例は、建造物の一体性を否定して個々の区画を独立した建造物ととらえ、延焼可能性に加えて区画ごとの耐火性、すなわち内部的独立性を重視して判断している⁽²²⁾。したがって、建造物としては別個のものであっても、それが近接していて、一方に放火すれば他方に燃え移るおそれ強い場合、言い換えると、非現住・非現在部分への放火が現住・現在部分に居る他人の生命・身体に対する高度の危険性を惹起しうる場合には、一方の刑法一〇九条の建造物に対する放火を他方の刑法一〇八条の建造物に対する放火として取り扱うことになる。これに対し、本件のように各建物間に延焼を防ぐに足りる防火壁があるような場合は、他人の生命・身体に対する高度の危険を生ぜしめ得る、火災の非現住・非現在部分から現住・現在部分への拡大に対する適切な予防措置が講じられているので、一方のみに対する放火を他方を含めた全体に対する放火として扱うことはできないことになるのである。

四．本判決の検討

以上の考察を前提にして、本件判決について検討することにしよう。本件において主として争われたのは、被告人Xが夜間は無人の研修棟に放火したことについて、非現住建造物への放火と評価すべきか、それとも人の現在する宿泊棟とともにホテル全体として一個の現住建造物への放火と評価すべきかという、「難燃性の複数建造物の一体性の判断基準」をどのように解するかであった⁽²³⁾。本判決は、本件ホテルは、宿泊棟と研修棟とが二本の渡り廊下で連結した構造となっていることを根拠に物理的一体性を認め、さらに、両棟は、日中は一個のホテルとして利用されており、

夜間も宿直の従業員が巡回していたことから、「宿泊棟と研修棟との間には相当に強い機能的連結性が認められる」として機能的一体性を認めている²⁴。しかし、延焼可能性の判断に関しては、本件ホテルの二本の渡り廊下は難燃性の建材でできており、両端には防火設備（防火壁）が整えられていたことから、本判決は、「防火設備及び材質等に鑑みると、……渡り廊下を経由して研修棟から宿泊棟へ延焼する蓋然性を認めるには合理的疑いが残る」として、物理的一体性および機能的一体性は肯定しながらも延焼可能性の低さを根拠に建造物の一体性を否定し、「研修棟は宿泊棟とは独立した非現住・非現在建造物である」として刑法一〇九条の非現住建造物等放火罪を構成するにとどまるという判断を示した。

本判決は、物理的一体性、機能的一体性、延焼可能性を総合して判断していること、また、物理的一体性を前提として延焼可能性を検討していることから、平安神宮事件最高裁判決の論理に従っている。もともと、平安神宮事件の客体は易燃性の木造建造物であり、本件は難燃性の大規模建築物であるという点で大きな違いがあり、難燃性建造物への放火における建物内の部分的独立性が問われた事案でもない。こうしてみると、本件は、平安神宮事件の判断構造をベースとしつつ、外観上は一個であるが、耐火構造を施された各区画について部分的独立性が肯定できるような建物への放火事案に関する過去の下級審判例において示された、「単に外観だけを指摘するにとどまらず、延焼等による危険の伝播の可能性にも言及した上で、全体的現住性を判定しようとする」²⁵流れを考慮して一体性を判断したものであるという評価が可能であろう。

現在では、本件ホテルのような不特定多数の人が現在する建物には、建築基準法等に基づく防火設備が施されてい

るのが通常であり、本件においても、宿泊棟と研修棟を結ぶ渡り廊下は難燃性の建材でできていて、廊下の端には防火扉等の延焼を防止する設備が整えられていた。⁽²⁶⁾したがって、本件の場合、現住部分（宿泊棟）への延焼可能性が相対的に低く、社会通念上、一般人の感覚から延焼の可能性はないと判断できるのであれば、現住建造物等放火罪の予定する人の生命・身体への危険は少ないことから、本判決は、非現住建造物等放火罪が成立するにとどまるとする結論を導いている。前述の平安神宮事件では、神宮社殿が木造建造物であったため、たとえ放火箇所が非現住建造物であっても、建物の一部に放火することによって現住部分にまで危険が及ぶかもしれないという延焼の可能性が十分に予測された。しかし、近年の難燃性建造物の場合には、物理的一体性から直ちに建造物の一体性を導くことはできず、本判決の示す「その構造上の接着性の程度、建物相互間の機能的連結性の有無・強弱、相互の連絡、管理方法など」といった機能的一体性はもちろんのこと、「非現住・非現在の建物の火災が現在の建物に延焼する可能性」という延焼可能性の要素を考慮することによってはじめて建造物の一体性の判断ができるのである。また、延焼の可能性の程度に関しては、本判決のような「延焼可能性が否定できない程度」ではなく、「ある程度の高度な」延焼可能性が必要であるとして、高度の危険性を求める見解もあるが、既に述べたように、そもそも一〇八条は準抽象的危険犯であり、その危険性判断は「ある程度の危険」⁽²⁷⁾でよいとされているのであるから、一〇九条二項のような具体的危険犯に要求されるほどの「焼損によって公共の危険が具体的に発生しない限り既遂に達しない」といった高度の危険性を求める必要はないと考える。⁽²⁸⁾

以上のことから、物理的・機能的一体性を認めながらも、現在部分への延焼可能性が否定できない程度に存在する

ことを根拠にして建造物の一体性を否定した、本判決の結論は妥当であろう。難燃性の複数建造物への放火における複数建造物の一体性の基準について、今後の判例の積み重ねが待たれる。

- (1) 他人の生命・身体に対する高度の危険性の存在という根拠づけは、人が「現在」する建造物に関しては妥当するものの、単に住居として使用しているという意味での「現住」建造物に関しては常に妥当するものではなく、現住建造物については生活の本拠（臥寝の場所）を奪うことを加重根拠とする見解もある。平野龍一「刑法各論の諸問題一四」法学セミナー二二二号（一九七四年）四六頁。しかし、この見解に対しては、現住建造物は他人が現在する蓋然性が高く、その生命・身体に対する高度の危険性の発生の可能性は無視しえないので、やはり現住建造物等放火罪の加重根拠は、他人の生命・身体に対する高度の危険性の存在に求めてよいとする批判がある。伊東研祐『現代社会と刑法各論（第二版）』（成文堂、二〇〇二年）三三三頁。
- (2) 船山康範 ジュリスト二二四六号（二〇〇三年）一五九頁。
- (3) 大判昭和十四年六月六日刑集一八卷三三七頁、東京高判昭和二十八年六月二十八日東高刑事報四卷一号五頁、東京高判昭和三十三年七月三十一日東高判時報七卷八号三三八頁等。
- (4) 大判大正三年六月九日刑録二〇輯一一四七頁、最判昭和二十四年六月二十八日刑集三卷七号一一二九頁等。
- (5) 刑集四三卷七号六四一頁。
- (6) 東京地判昭和五十六年六月一日（公刊集未登載）。原田昭夫「放火罪の目的物としての大規模な耐火性建築物の単一性とその一部分の独立性」研修四二五号（一九八三年）三七頁にその内容が紹介されている。
- (7) 判例時報一三二六号一五七頁。
- (8) 札幌高判昭和四十七年十二月十九日刑月四卷二二号一九四七頁、浦和地判昭和五〇年一月二十九日判時七九五号一一二頁、仙台地判昭和五十八年三月二十八日刑月一五卷三二七九頁、東京高判昭和五十八年六月二〇日刑月一五卷四二六号二九九頁、東京地判昭和五十九年六月二二日刑月一六卷五・六号四六七頁。

(9) 延焼可能性の判断は、犯行時の具体的状況を捨象して一般的、典型的になされるべきとした点について、抽象的危険の程度は、具体的事案に即して犯行時の諸状況を総合して具体的・実質的に判断して行うものであり、この点については具体的危険犯となんら差異がなく、一〇八条が抽象的危険犯であることと矛盾することにはならないとする見解もある。野村稔「複数の建造物の現住建造物性」ジュリスト九三五号(一九八九年)一五一頁。

(10) 一体性判断は、もっぱら延焼可能性を基準となされるべきとする見解もあるが、これに対しては、延焼の可能性だけで一体性を判断すると、構造上別個の建物についても一体性を認める結果になりかねないし、そもそも客体性の判断の枠を超えているとする批判がなされている。甲斐克則「複合建造物の現住性—平安神宮事件」刑法判例百選Ⅱ第四版(一九九七年)一五一頁。

(11) 佐伯仁志「放火罪の論点」法学教室一三三二号(一九九一年)二三頁。同様の見解をとるものとして、大山弘「放火罪における複数建造物の一体性」法学セミナー五七七号(二〇〇三年)一一七頁、今井猛嘉「放火罪の成否」現代刑事法五九号(二〇〇四年)一一一頁。

(12) 芝原邦爾編『刑法の基本判例』(有斐閣、一九八八年)吉田敏雄「放火罪」一七六頁。

(13) 放火罪が抽象的危険犯であることから、建造物の一部に対する放火により公共の危険は当然に発生したものとみなされるとして、社会通念上建造物としての一体性が認められる以上、一体性の判断としてはそれで十分なのであって、放火した部分から現住性の認められる部分への延焼の可能性の有無は、一体性の判断を左右するものではないとする。木藤繁夫「刑法一〇八条の現住建造物と認められた事例」研修四六二二号(一九八六年)五六―五七七頁。たしかに、社会通念上建造物として一体性が認められている場合に、さらに人の現住ないし現在する部分への延焼可能性を論ずることは、そのような人の生命・身体に対する具体的危険の有無を論ずることになり、刑法一〇八条の趣旨に反するが、建造物の一体性自体を判断する要素の一つとして延焼の可能性を考慮することは必要である。大谷實「複数の建造物の現住建造物性」『刑事法学研究第四巻 刑法解釈論集Ⅱ』(成文堂、一九九〇年)一三三頁。

(14) 居住部分との機能的な関連性が認められる場合には、居住部分への延焼可能性があるか否かは住居性の判断を左右する要素とはならないとする。高部道彦「高層マンションのエレベーターのかごの側壁を焼失させる行為と現住建造物等放火罪の成否」研修五〇三号(一九九〇年)七二頁。

(15) 例えば、今井・前注(11)一一一頁では、求める延焼の可能性の程度を、「ある程度高度な」ではなく「相当程度、高度な」という表現をしている。

(16) 大谷實「渡り廊下でつながれた建物が刑法一〇八条の一個の建造物に当たるとされた事例」判例評論三三九号(一九八七年)二一四頁。

(17) この点に関して、刑法一〇八条の罪質・加重処罰根拠が人の生命・身体に対する危険性の特に大きいことであることにかんがみて、具体的危険が必要とまではいわないにせよ、ある程度高度の危険性が必要と考えるべきであり、危険性の存否判断は、判断要件の不明確性は残るが、一定程度定型化・抽象化して行うべきであるとするとする見解もある。伊東・前注(一)三二〇頁。

(18) 判例を支持し、物理的一体性が機能的一体性があれば、刑法一〇八条が必要とする「一般人において延焼の不安感を禁じ得ない」程度の危険性が認められるので、全体として現住建造物であると言つてよいとする見解として、前田雅英「放火罪における現住性の意義」西田典之・山口厚編『刑法の争点(第三版)』(二〇〇〇年)二一一頁。

(19) 機能的一体性という要素は、現住建造物等放火罪の成立範囲を無限低に拡大するおそれがあるので、建造物としての物理的一体性という形式的な前提を踏まえた上で実質的な解釈が行われるべきとするものとして、星周一郎「焼燬概念について(二・完)」東京都立大学法学会雑誌三七卷一号(一九九六年)一六二―一六三頁。機能的一体性のみにより現住建造物の範囲を画することは、「住居」概念の拡散を招き、人が現在する可能性を端的に判断することに近く、現住建造物の範囲が不明確になってしまうとして、機能的一体性は、構造上の一体性の枠内で、建造物内部の人に対する危険を実質的に基礎づける際に補充的に援用されるにとどまるとするものとして、山口厚「刑法各論(補訂版)」(有斐閣、二〇〇五年)三七五―三七六頁。

(20) 延焼の危険性は、物理的な一体性から生じる危険の全体性を基礎づける十分条件であるとする見解として、香城敏磨「放火罪における建造物の一体性」現代刑事法五一号(二〇〇三年)一四頁。同様に、延焼の可能性(さらには、有毒ガスや煙による影響の可能性)は、少なくとも、物理的一体性の判断を補充し、とくにそれを限定する要素として考慮されなければならないとする見解として井田良「複数の建物が廻廊等により接続されていた神宮社殿が一個の現住建造物に当たるとされた事例」警察研究六三卷六号(一九九二年)五六―五七頁。また、延焼可能性を過度に強調すると、現住建造物に近接する非現住建造物に放火しただけで現住建

造物等放火罪の既遂が認められることにもなりかねないので、延焼可能性は、物理的一体性を認定するための補助的基準として、それを限定する方向でのみ機能させるべきであるとする慎重な見解もある。丸山雅夫「放火罪—建造物の一体性」法学教室二二五号（一九九八年）三〇頁。これに対し、延焼可能性は一体性判断の必要条件であるとする説として浅田和茂他『刑法各論（補正版）』（松宮孝明）（青林書院、二〇〇〇年）二五九頁。

(21) 例えば、大判昭和三年五月二四日法律新聞二八七三号一六頁（外観上一個であることが明らかな木造建築物Ⅱ棟割長屋の空き家部分に放火した事案について、当該建築物全体に対する放火として現住建築物放火罪が成立した事例）。

(22) 生形修「難燃性建造物に対する放火」研修六、二七号（二〇〇〇年）一二三頁。しかし、耐火構造であるというだけでは、状況により火勢が他の区画に絶対に及ばないとは言えないだろうし、新材材等の燃焼により発生する有毒ガスの危険性も無視できないことなども考えると、一般的に部分的独立性を認めるのは困難であるとする見解もある。前田・前注（18）二二頁。

(23) 前提条件として、被告人Xは、元勤務先である本件ホテルの構造を熟知しており、研修棟内の研修室を使用不能にすることを目的として犯行に及んだことから、宿泊棟への放火の故意はなかったと認定されている。

(24) 「現住部分との建物利用上の機能的一体性が強ければ人の居合わせる蓋然性が高く、危険の発生があると評し得るが、基準として不明確さがあることは否定できず、これを根拠に一体性が認められ得るかは慎重に検討する必要がある」とする見解もある。星周一郎「いわゆる難燃性建造物における複数建造物の一体性が否定された事例」判例セレクト二〇〇二（二〇〇三年）三八頁。機能的一体性の判断は、本件のような難燃性建造物の一体性判断において物理的一体性を補充する重要な要素であるが、確かに、「日夜人の起居に利用されている」という機能的一体性の判断基準はいまいであり、機能的一体性を重視して建造物の一体性を拡大して認めると刑法一〇八条の成立範囲が広がりすぎるおそれがあるので、機能的一体性の判断は慎重に行われるべきであろう。「機能的一体性の基準は、延焼可能性がわずかで物理的一体性が弱い場合に、これを援用することによって現住建造物としての一体性を肯定するという形で働く場合が殆どであろうと思われ、その意味で慎重な適用が望まれる」とする見解として、井田良「放火罪をめぐる最近の論点」阿部純二他編『刑法基本講座第六巻』（法学書院、一九九三年）一九五頁。

(25) 判例時報一三二六号（一九八九年）一五八頁。

(26) 防火設備に関して、「火災という緊急異常時における予期せぬ諸条件の発生可能性に鑑みれば、付加的装置（各種自動消火器・排煙機・シャッター等）による予防措置は不動作・機能不足等を生ずる虞れが高く、それだけでは不十分といわねばならない。より根本的な、あるいは、より確実な構造的・材質的予防措置（開口部のない耐火構造の隔壁・天井、不燃材等）が採られていることが、加重処罰を排する上での：基本的前提要件といわねばならない」とする見解もある。伊東・前注（1）三三四頁。本件においても、検察側が煙感知器や防火シャッターの防火装置に不備があった可能性を主張したが、福岡地裁は、それらの装置が現に作動したことを理由として、延焼可能性を否定した。

(27) 「延焼の可能性は、それが認められる場合には、一〇八条の重い法定刑による処罰を肯定する根拠となるものである。従って、その可能性は相当程度、高度なものでなければならず、その『蓋然性』を問題にしつつ、これを、現住建造物等への延焼可能性が否定できないというだけで認定するのは、妥当ではない」とする。今井・前注（11）一一一頁。同様の趣旨として、大山・前注（11）一一七頁。

(28) 他方、本判決での「延焼の蓋然性」は、マンションの空室に火を放ったが、マンションの所有者に発見され消火されたため、同室押し入れ内の壁面及び床面のベニア板の一部を燻焼したにとどまった事案について、マンション全体に対する現住建造物放火の未遂罪の成立を認めた東京高判昭和五八年六月二〇日判決での、「状況によっては火勢が及ぶおそれが絶対にはいえない」として一体性を肯定した事例と比較すると、より高度の延焼可能性を要求していると考えられるとする見解もある。松原久利「難燃性建造物における複数建造物の一体性が否定された事例」受験新報二〇〇二年二月号（二〇〇二年）一九頁。

*本件の評釈として、以下のものがある。今井猛嘉「放火罪の成否」現代刑事法五九号（二〇〇四年）一〇六頁、大山弘「放火罪における複数建造物の一体性」法学セミナー五七七号（二〇〇三年）一一七頁、比嘉康光「いわゆる難燃性建造物における複数建造物の一体性が否定された事例」現代刑事法五二号（二〇〇三年）七四頁、船山康範「難燃性建造物における複数建造物の一体性」ジュリスト二四六号（二〇〇三年）一五七頁、星周一郎「いわゆる難燃性建造物における複数建造物の一体性が否定された事例」判例セレクト二〇〇二（二〇〇三年）三八頁、松原久利「難燃性建造物における複数建造物の一体性が否定された事例」受験新報二〇〇二年二月号（二〇〇二年）一八頁。